令和４年度熊本市スマート農業加速化事業公募要領

令和４年（２０２２年）２月２５日

１　はじめに

熊本市では、農業従事者の高齢化等に伴う生産・経営技術の格差拡大や労働力不足、過重労働等の課題解決並びに農業経営の安定化を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が自ら行うＩＣＴやＡＩ等の先端技術を活用したスマート農業技術導入の取組に対し支援する「熊本市スマート農業加速化事業」を公募します。

支援の対象となる農業者等、要件及び応募の手続きについては、この要領をご覧のうえ、必要な書類を公募期間内に提出してください。

２　公募期間

令和４年（２０２２年）４月１日（金）～４月２８日（木）

３　補助金の対象となる者（事業実施主体）の要件

以下(1)から(3)のいずれかに該当する者とします。

(1)認定農業者（市域に住所を有しているもの）

(2)農業協同組合（市域に住所を有している農業者を組合員に含むもの）

(3)農業者が組織する団体（構成員が３戸以上であり、かつ市域に住所を有している農業者が構成員の過半を占めるもの）

※農業者については、経営耕地面積が３０ａ以上または１年間における農産物販売金額が５０万円以上である者とします。

４　事業内容

別表「事業一覧表」のとおり

※事業により補助対象となる事業実施主体が異なりますので、申請の際は必ずご確認ください。

５　応募書類

応募に必要な書類は、以下のとおりです。

(1)熊本市スマート農業加速化事業申請書（参考様式）

(2)熊本市スマート農業加速化事業計画書（様式第１号）

※(1)・(2)の様式は熊本市ホームページからダウンロードすることもできます。

【http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=27006】

(3)添付書類

① 見積書等事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
② カタログ、現況が分かる写真等
③ 事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
④ 農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
⑤ その他必要と認める資料

６　応募書類の提出について

(1)応募者の居住する地域を所管する各農業振興センター農業振興課等（下記参照）に提出してください（郵送または持参）。※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送での提出を推奨します。

【応募書類提出について】
○北・東・中央区にお住まいの方
北東部農業振興センター農業振興課
〒861-0136 熊本市北区植木町岩野 238-1（北区役所内）☎096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課　東農業振興室
〒862-0902 熊本市東区錦ケ丘 1-1（東部まちづくりセンター内）☎096-367-9137
○西・南区にお住まいの方
西南部農業振興センター農業振興課
〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7-1（西区役所内）☎096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課　南農業振興室
〒861-4202 熊本市南区城南町宮地 1050（城南まちづくりセンター内）☎0964-28-3115
※河内農業振興室での受付は行いません。

(2) ファックスまたは電子メールでの提出は受け付けません。
(3) 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮することとし、審査以外には無断で使用いたしません。
(4) 提出期限　令和４年（2022年）４月２８日（木）午後５時１５分まで（必着）
(5) 提出に当たっての留意事項
① 提出部数は１部です。
② 必要に応じて、受付の際または受付後に事業計画や営農状況等についてヒアリングを行います。
③ 応募書類については、原則として、提出期限を過ぎてからの資料の追加や差し替えは不可とし、採択、不採択にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
④ 別表の採択要件等を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査対象となりません。

７ 補助金の対象となる経費及び補助金の額

(1) 別表の補助対象経費の欄に記載している経費（消費税相当額を除く）が補助金の対象になります。
(2) 補助金は、予算の範囲内での交付となります。
(3) 補助金額については、補助対象経費等の精査により決定するため、申請額より減額されることがあります。
(4) 整備事業において、導入する施設または機械の付属品は、施設・機械の使用に必要なもの（消耗品を除く）で、かつ使用にあたり必要最小限の数量のみを対象とします。

８ 補助金の対象とならない経費

(1) 補助金の交付決定前に支出される経費（ただし、推進事業において事業を実施する上で必要な経費については、補助金の対象となる場合があります。）
(2) パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報通信端末、発電機（導入する施設または機械に専用かつ固定型のものを除く）等の汎用性の高い機器等の導入整備に要する経費
(3) ネットワーク通信料、クラウド利用料等の情報通信に伴う経費
(4) 施設または機械導入に伴う登録料、資格取得費等の経費
(5) 食糧費等の事業を実施するうえで必要とは認められない経費
(6)振込手数料

９　事業の審査について

(1) 事業の審査については、別紙「熊本市スマート農業加速化事業評価基準」に基づき行い、点数の高い順に予算の範囲内で事業採択者を選定するものとします。
(2) 審査の結果については、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

　採択の通知については、応募した事業が採択となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て正式に決定されることになります。

　なお、審査内容については非公開とし、審査の経過や結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

１０　補助金の申請に必要な手続等

(1) 事業が採択された方へは、採択通知とあわせて補助金交付の手続きについて文書で通知します。指定された期限までに、補助金等交付申請書等を提出してください。
(2) 補助金の交付決定後に以下の事項が生じた場合は、速やかに、補助事業等計画変更申請書を提出していただき、その承認を受ける必要があります。提出された

申請書に基づき、補助金額の変更を通知します。（実施要綱第７条）

① 施行箇所または設置場所の変更

② 事業費の２０％を超える増額または減額

（ただし、補助金額の変更がない場合はこの限りでない。）

１１ 補助金の交付について

(1) 事業が完了したら、竣工検査や事業実績報告などの手続きが必要となります。補助金は、竣工検査や提出された実績報告書等について審査し、額を確定した後に支払われます。

(2) 補助金の支払方法は事業終了後の精算払いを原則とします。ただし、事業実施主体から要望があり、事業遂行上必要と認められる場合に限り、概算払いを受けることができます。

(3) 補助金執行の適正性確保のため、補助事業の実施に伴う経費の支払い（施工業者への支払い等）は、原則、口座振込で行ってください。

※支払い後、振込を行ったことが確認できる書類（振込明細書、口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等）を提出してください。

※旅費や現金決済のみの取引（郵便局での郵券購入、代金引換限定のサービス等）については現金払いが認められる場合がありますので、事前に各農業振興センター担当者にご相談ください。

１２ その他留意事項

(1) 事業は、年度内の完了（竣工）が条件となりますので留意の上応募願います。

(2) 補助対象経費を同一とする取組について、他の補助事業（農林水産省や熊本県等の補助事業）への申請を行うことは差し支えありませんが、他の補助事業と重複して補助金を受けることはできません。他の補助事業の採択が決定された場合は、速やかに報告してください。また、「熊本市夢と活力ある農業推進事業」と重複しての応募はできません。

(3) 事業で取得した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ってください。

(4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める期間内で、事業により導入した施設機械等を、処分（譲渡・交換・貸し付け等）をするときは市長の承認が必要です。

(5) 熊本市補助金等交付規則に違反した場合は、補助金の全部または一部について返還を求めることがあります。

(6) 事業の実施にあたり、調査、照会等をする場合があります。また、採択事業については、補助対象者や事業の概要等について、市のホームページ等での公表、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

別表

事業一覧表

Ⅰ　推進事業

事業名	事業対象者	補助対象経費 （消費税相当額を除く）	左の説明	採択要件	補助率
１．スマート農業推進事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	スマート農業技術の導入に向けた調査、研修等に要する経費	調査研修経費（取組事例の視察、研修、講演会、検討会の開催経費等）	①取組事例の調査は、事業対象者がスマート農業技術を導入するために、必要かつ効果的な内容であること。 ②補助は、１事業対象者につき年間１回限りとする。	１／２以内、補助額の上限を、３００千円とする。

Ⅱ　整備事業

事業名	事業対象者	補助対象経費 （消費税相当額を除く）	左の説明	採択要件	補助率
１．スマート農業整備事業	農業協同組合 農業者が組織する団体 認定農業者	ロボット・ICT・AI等を活用した農業施設等の導入に対する経費	圃場管理システム、施設園芸における環境制御装置、畜産における個体管理装置、ICTを使用した鳥獣捕獲檻監視システム、アシストスーツ等	導入する施設等は、農林水産省「スマート農業技術カタログ（耕種農業・畜産）」に掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。	１／２以内、受益者１戸の補助額の上限を２，０００千円とする。
２．スマート農業整備事業（共同利用機械）	農業協同組合 農業者が組織する団体	共同利用を目的としたロボット・ICT・AI等を活用した農業機械の導入に対する経費	リモコン式自走草刈り機、自動操舵システム、GPSガイダンスシステム、自動運転システム等を搭載した作業機械（播種機、移植機、乗用管理機、防除機、コンバイン、ドローン等）	①導入する機械は、農林水産省「スマート農業技術カタログ（耕種農業・畜産）」に掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。 ②受益農家は３戸以上であること。	１／２以内、補助額の上限を５，０００千円とする。

Ⅲ　市長特認

事業名	事業対象者	補助対象経費	左の説明	採択要件	補助率
その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。

［参考］農林水産省「スマート農業技術カタログ（耕種農業・畜産）」

⇒https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html　（農林水産省ホームページ）

区	受付番号

参考様式

年　　月　　日

熊本市長　大　西　一　史　様

住　所
申請者　　名　称
代表者　　印

令和４年度熊本市スマート農業加速化事業の応募に関する書類の提出について

令和４年度熊本市スマート農業加速化事業を実施したいので、応募に関する申請書類を提出します。

様式第１号（第６条関係）

区	受付番号

熊本市スマート農業加速化事業計画書（事業実績書）

１　申請者（事業実施主体）（該当する事業実施主体区分に✔を記入。）

氏名（名称） （代表者）		電話番号	
住　　所	〒 熊本市		
事業実施主体区分	□農業協同組合　　□農業者が組織する団体　　□認定農業者		

２　事業名（該当する事業名に✔を記入。また整備事業の場合は、対象地域に✔を記入。）

推進事業	□スマート農業推進事業
整備事業	□スマート農業整備事業　　□スマート農業整備事業（共同利用機械） 【対象地域】□農業振興地域　□その他

３　事業の計画

現状の説明・課題及び事業の目的						
事業の内容	期待される効果（効果の検証）					
		具体的な目標	項　目	現 状	目 標	(実 績)
	事業量					
	実施箇所					
対象品目 受益面積等						
事 業 費		総事業費	補助対象事業費	市補助金	自己資金	
		円	円	円	円	

４　事業実施期間（工期）

着手（予定）	年　月　日	完了（予定）	年　月　日

５　添付資料（実績の場合は不要）

１　事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
２　カタログ、現況が分かる写真等
３　事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
４　農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
５　その他必要と認める資料

別紙

令和４年度熊本市スマート農業加速化事業　評価基準

評　価　項　目		点　数
Ⅰ事業計画	経営における現状の課題および事業の目的	３点まで
	期待される効果および妥当性	３点まで
	事業規模および事業量の適正さ	４点まで
	モデル性・チャレンジ性	２点まで
	取組による受益量	２点まで
	経営規模拡大	２点まで
Ⅱ地域重点取組	農業振興センターによる順位付けに基づく評価	１～５点
各評価項目の合計点の満点は２１点		

【応募に関するご相談・お問い合わせ】
○北・東・中央区にお住まいの方
北東部農業振興センター農業振興課
熊本市北区植木町岩野 238-1　☎096-272-1117

○西・南区にお住まいの方
西南部農業振興センター農業振興課
熊本市西区小島２丁目 7-1　☎096-329-1158

【事業に関するお問い合わせ】
農業支援課　熊本市中央区手取本町 1-1　☎096-328-2384